

その2 自転車等使用者に対する支給状況

支 給 形 態	事 業 所 割 合
運 賃 相 当 額 制	33.3%
距 離 段 階 別 定 額 制	53.3%
一 律 定 額 制	4.7%
そ の 他	8.7%

備 考 都職員の場合、自転車等使用者に対する支給形態は、距離段階別定額制である。

### 3 給 与 水 準 関 係 資 料

#### 第17表 東京都と全国の給与水準比較

その1 職員と国家公務員の給与水準

区 分	指 数	
	国 家 公 務 員	職 員
平成12年4月	100.0	100.3

(注)1 「平成12年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 特例条例による4%減額後の給料での比較である。

その2 民間賃金の地域差

区 分	指 数	
	全 国	東 京
平成12年6月	100.0	117.8

(注)「平成12年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)に基づき、本委員会が算出したものである

(所定内給与、全産業男性)。